笠間市議会清掃施設整備等調査特別委員会記録 (第6回)

令和5年9月15日 午後1時15分開会

出 席 委 員

委	員	長	西	Щ		猛	君
副多	委員	長	益	子	康	子	君
委		員	酒	井	正	輝	君
II II			長谷川		愛	子	君
			河原井		信	之	君
	IJ		鈴	木	宏	治	君
	"		Ш	村	和	夫	君
	"		坂	本	奈兒	央子	君
	"		安	見	貴	志	君
	"		内	桶	克	之	君
	"		田	村	幸	子	君
	IJ		林	田	美代子		君
	"		田	村	泰	之	君
	IJ		村	上	寿	之	君
	"		石	井		栄	君
	IJ		畑	岡	洋	$\vec{-}$	君
	"		飯	田	正	憲	君
	"		石	松	俊	雄	君
	IJ		大	貫	千	尋	君
	"		石	﨑	勝	三	君
	IJ		大	関	久	義	君

欠 席 委 員

委 員 小薗江 一 三 君

出 席 説 明 員

環境推進部長 小里貴樹君 資源循環課長補佐 友部光治君 資源循環課環境センター長 柏崎 泉君

出席議会事務局職員

議会事務局長西山浩太議会事務局次長堀内惠美子次次長補佐鶴田貴子係係長中長利久上馬健介

議事日程

令和 5 年 9 月 1 5 日 (金曜日) 午後 1 時 1 5 分開会

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 地元対策について(福田地区と柏井地区との比較対照)
 - (2) バイオガス発電施設建設の財源的メリットについて
 - (3) 余熱利用施設利用者の声について

午後1時15分開会

〇西山委員長 委員の皆様、本会議終了後、また全員協議会終了後の大変お疲れのところ、 引き続きよろしくお願いしたいと思います。

第6回清掃施設整備等調査特別委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。 それでは早速会議に入りますので、よろしくお願いいたします。

○西山委員長 本日の出席委員は20名であります。欠席委員は大貫千尋君、それから小薗 江一三君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

執行部より説明のため、関係部課長等の出席を求めております。また、議会事務局より 局長、次長、次長補佐、係長が出席をしております。

本日の会議の記録は、次長補佐にお願いいたします。

〇西山委員長 それでは、これより担当課より案件ごとに説明を受け、同様に質疑を行う 方法で進めてまいりたいと思います。 初めに、(1)地元対策(福田地区と柏井地区との比較対照)について説明を願います。 資源循環課長。

- **〇前嶋資源循環課長** 資源循環課の前嶋でございます。どうぞよろしくお願いします。 資料1によりまして、御説明申し上げます。
 - (1) 地元対策についてでございます。

柏井地区につきましては、平成元年に環境センター建設に伴う柏井区、柏井団地区からの要望事項によりまして、(1)の余熱利用施設から(16)の環境センター環境保全協議会の運営補助までの要望がございまして、ゆかいふれあいセンターの設置や、町道拡幅などの整備をしてまいりました。整備につきましては、一般財源が充てられてございます。

次に、福田地区でございますが、地域振興事業としまして、(1)の地元住民の雇用を優先的に配慮から(10)のその他行政区別に地域対策事業までが上げられてございます。福ちゃんの森公園整備や、市道の拡幅工事などを実施してまいりました。整備につきましては、一般財源と地域振興交付金が充てられてございます。

その下にございます表ですが、地元協議会でございます環境センター環境保全協議会に、 8月23日と9月5日に行いました協議会の中に、地元還元策の素案を示させていただいた ものでございます。

生活環境の整備、地域コミュニティー環境の整備、防災・防犯の強化、またそのほかと しまして、9項目を上げさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

〇西山委員長 説明が終わりました。

この件につきまして、協議をしたいと思います。

質疑等がありましたら挙手にてお願いいたします。

石松委員、どうぞ。

- **〇石松俊雄委員** 今日、地元の議員がいるので、私には何とも言わないんですけれども、前回ここで議論になったのは、地元の人とか、皆さんの要望だとか、そういう声がきちんと反映されたような措置というものが取られているのかどうかというのが、私たちの一番問題にするところだと思うんですけれども、これでは単純な比較で、執行部側が地元に対して示した素案がここに書かれているだけであって、私たちとしてはこれらを受けて、地元の皆さんが、どういう意見や御要望をお持ちなのかというのを、委員会として調べたほうがいいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。
- ○西山委員長 石松委員による御意見がありました。

執行部と重なるような形の、地元対策の一環としての要望の酌み取り、作業というようなことになるかと思うのですがという御意見がありました。

現在、比較対照をしてみようということで、今回資料にしてもらいましたけれども。 内桶委員、どうぞ。 ○内桶克之委員 比較対照をするとこんなふうになるということですが、柏井地区については、細かいことまでが要望事項に一つずつ伺っていて、福田地区については、おおむね事業別に大きく分けて要望がなされているということで、(10)で福田地区は、その他行政区別に行う地域対策事業というくくりに入っているのではないかということですが、先ほど石松委員が申したように、今からその、今、地元の意見を聞くという状況でやっていて、要望の内容がなかなかこう、まだまだ定まらない。こちらから素案を出していく、定まらない中に、議会としてどういうふうにしていくかということになると、やっぱりその説明会なりをして、その要望事項をしっかり受け止めながら進めないと、進めていけないと思うんです。

ですから、議員のほうの特別委員会でも調査をしていくのは当然ですが、やっぱりその 説明の段階で、要望事項を少し明確にしてもらった段階で、特別委員会でも審議していく というのが基本的なやり方なのかなと私は思うので、もうちょっとこう地元の要望を酌み 取った中での審議を、今後していけばいいのかなと思います。

以上です。

〇西山委員長 それでは、地元のくくりから考えなくてはならなくなるような気がしますけれども、どうしますか。

既存のままの進め方として、地元というのはどこを指して地元と言うかからぐらいなのかなと。で、その上でどんなふうに酌み取る方法、意見を酌み取る方法として。

大関委員、どうぞ。

- ○大関久義委員 今日、大貫議員が、地元の議員が先ほど言ったようにいないんでちょっと分からないんですけれども、何かこの前の、この会議の中では、ここで地元というと、柏井地区とここに書かれているんですよね。で、この前は、北川根どうのこうのというようなことをおっしゃっていたんで、その辺のところがちょっと定かではないんですけれども、この柏井地区と、それから福田地区、そうするとこれは、行政区としてはどういうふうに分かれて、どの範囲ですかというのは、これでは分からないと思うんですよ、皆さん。柏井地区というのはどこまで入るのか、福田地区というのはどこまで入るのかというものを、明確にしていただきたい。
- 〇西山委員長 どうですか、鈴木委員。
- ○鈴木宏治委員 やはり行政側のほうで、どういうふうに今回、説明会で人を呼んでいるのかというのを見れば、行政側のほうがどこを対象としているかというのははっきりするのでということで、ほぼ同じ考え方で今、言おうとしていました。
- ○西山委員長 それでは、課長のほうで、地区を形成している行政区がどうであるかというのは今、明確にぱっと出ますか。双方、出ますか。

課長、答弁。

○前嶋資源循環課長 柏井地区のほうにつきましては、柏井区、柏井団地区のこの二つで

ございます。それと。

〇西山委員長 暫時休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時25分再開

- **〇西山委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。
- **〇前嶋資源循環課長** 失礼しました。

福田地区は、41区、42区、43区、44区、45区の構成でされております。41区から45区までの構成でございます。

- **〇西山委員長** ちょっと希望的なイメージが出てこないので、では、あと世帯数とか、人口とか出ますか。
- **〇前嶋資源循環課長** 用意してございません。
- 〇西山委員長 内桶委員。
- ○内桶克之委員 柏井地区については、以前から進めている、今回の要望を聞いているのが、環境センター環境保全協議会と言っているので、そこが要望の受皿になっていると。それが先ほど言った、柏井の柏井区と柏井団地区であるのかというところを、もう1回確認して、そこに協定を結んでいるので、そこでどうするかということが、今やっている作業だということなので、先ほど大関委員が言った内容でいくと、北川根入れるのかというのはまた別な話になってくるので、そこはどうするのかというのは、今後の協議の内容で決まってくるのではないかと思うので、まず、その環境センター環境保全協議会というのは、どういう構成なのかと確認して。
- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **○前嶋資源循環課長** 柏井区、柏井団地区、それぞれからの構成されております。区長も、 そちら両方から入ったような構成でございます。
- 〇西山委員長 田村委員。
- ○田村泰之委員 これ、私、柏井地区と福田地区の地域振興事業、これ参考で出してくれ と言ったわけですが、何か話がどんどん、どんどん進んでしまっているみたいで、課長、 これ私、参考までにちょっと確認したいんですけれども、柏井地区と福田地区のものを出 してくれと言ったわけですよね。それ、よろしいですか、ちょっと確認です。お願いしま す。
- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **〇前嶋資源循環課長** そのとおりでございまして、今回、このような資料の構成でさせていただいたところでございます。
- 〇西山委員長 田村委員。
- **〇田村泰之委員** そうしたら、これ今、石松委員も言う、内桶委員が言うように、平成元

年と平成22年のあくまでも参考だ。柏井地区の周りの近隣の地区の方々の意見を集約しましたから。で、これ、あくまでも平成元年、福田地区が平成22年。社会は動いています。これは、近隣の地区の、地域の方々の意見を吸い上げてから、こういうのまた開くのが、ベストなのではないですか。

以上です。

○西山委員長 20年ぐらい違ってしまっているんですね。建設時期ね。それに伴って、対策協議会というか、受皿になるところが20年ぐらい違うんですが、その時代のずれ、時期のずれをまずは整理すべきではないかという。そうすると、地区というか、くくりも違ったりするのかなということだと思うんだけれども。

そういう御意見も出ていますが、あくまでも調査特別委員会の考えですから、執行部が どうこうではありませんから、委員会の考えですから。

石松委員。

〇石松俊雄委員 福田地区と柏井地区の協定を比較する際に、やっぱり前提が違うと思うんです。福田地区の場合は、産業廃棄物であるということと、それから最終処分場、埋立ても含めての迷惑施設ということでしょう。

今回の場合は、清掃処理施設はあるけれども、埋立ては諏訪ではないですか。そういう意味で言うと、かなり条件が違ってきているということと、あとそれと4者協定の中身は、私はちょっとうろ覚えで正確かどうかは分からないんですけれども、埋立て量に応じて、多分、事業団だか県だかどれだかは忘れたのですが、補助金が出て、そのマックスが22億円とか24億円で、その使い方の中身も、多分何か国庫補助金とか、そういう事業を優先して使うんだというようなことも、ちょっとうろ覚えですが、入っていたような気がするんです。

そうすると、この項目だけではなくて、その前提条件も含めて違いを、きちんと我々は 把握して比較をしないと、この項目だけではちょっと何とも、私どもも言えないなという のが一つと、それともう一つは、福田地区が41区から45区で、柏井地区は柏井区と柏井団 地区というふうにおっしゃられたんですけれども、福田地区が41区から45区となっている、 この基準だとか、それから柏井区と柏井団地区に限定をした過去の経過だとか、そういう ことについても、私たちは知っておくべきではないかなとも思います。

- ○西山委員長 今の中で、即答できるものありますか。
- ○前嶋資源循環課長 お時間いただけますか。
- 〇西山委員長 ないですね。

ただいま、貴重な御意見出ました。

現在、地域振興事業ということでこう羅列しましたが、その根本が違うではないかと。 もちろん違います。当然、共通するところもあります。なので、それも含めて理解してい かなくてはいけないのではないか。その上で、どんなふうに酌み取っていくのかという。 先ほど全協のほうでも言っていましたが、4者協定なんかをやっぱり理解していかないと、 これ、たどり着かないのかもしれませんので、その辺も含めて、議会にということにしま すか。

大関委員。

○大関久義委員 柏井地区の場合は、もう経過して、平成元年からなんで、この要望というか事項がありましたよね。細かく (16) まで出ているんですけれども、この中で、もうこれは全部終わっていますよというものが示されている場合は、この要望はこういうものが出たんだけれども、これはもう完了していますというものも示してくれないと分からないと思うんです。

それと、福田地区の場合は、平成22年からなんで、この中で終わっているもの、例えば、合併浄化槽の設置とかそういうものが細かく示されております。そういうものは、これはもう済んでいるよというものも、比較の対照の中でちょっと出していただければ、ありがたいです。そうすると、より分かりやすくなると思います。

- 〇西山委員長 どうですか。
- **〇大関久義委員** 今、出ないでしょう。
- ○前嶋資源循環課長 今、ちょっとすぐには……。
- 〇西山委員長 出ないね。

大貫委員が着座しました。

畑岡委員、どうぞ。

〇畑岡洋二委員 先ほど石松委員のほうからも出たように、前提いろいろあっただろうと。 で、これを単純に比較することは、多分どこまでいっても無理だと思っています。

実は私、縁があって、福田の最終処分場の近隣に、今、地所を持っているんです。で、 私、今、名前、畑岡を名のっているので福田地区のことを若干知っていて、福田地区の場合は、福田村というか、福田という集落があったところに、最終処分場がほぼ後から行った状況が多分強いだろうと。で、柏井地区のほうは、私、実際よく分からないです。

柏井地区のほうは、何もないところに焼却場ができた。何もないと言っても、人は住んでいたんでしょうけれども。要するに、柏井村というのがどの程度あったか分からないんですけれども、そういう福田地区は多分、41区から45区というのは大字の福田なんですよ、多分。旧福田村、そういうところまで遡ってしまうと、多分、比較のしようもないんで、あまりそこまで踏み込まないほうがいいのではないかというのは思っているんです。

あともう一つは、最終処分場は、末代まで残るだろうと。でも、焼却の施設だけは、も うこれは用済みになったから更地にしますよという意味では、形式的にはなくなる可能性 があるんですよね。そういうところまで条件を見て比較しようとすると、物すごく難しく なってしまう気がするんです。

その辺をどういうふうに、ここで鑑みて議論するかというのもあるんだと思うんですけ

れども、だから、あまり単純に比較するような話に行くのはよくない。よくないというか、 物すごく難しいだろうと思っているんです。よくないというよりも、難しいだろうと思う んです。そういうことです。

その辺をしっかりと前提をしておかないと、あとは今の柏井地区の方が、要するにさっき言ったように、環境センターができる前から住んでいた人の立ち位置と、できてから住み始めた人の立ち位置、これ福田地区でも違うんです。最終処分場ができた後に住み始めた人は、合併浄化槽の補助は出ないんです。それはそうですよね。その前に知っていて来ているのだから。そういう細かいところまで議論し出すと、物すごく、きっちりとやらなくてはいけないということを御理解いただきたいなと思う次第です。

以上です。

〇西山委員長 それでは、比較対照について、今、皆さんから御意見いただきました。比較対照の前段で、地区の問題がありました。

今、畑岡委員から出ましたけれども、地区の成り立ち、で、その成り立ちに基づくこの協議会の成り立ち、その協議会に対するこの対策の成り立ちということにつながってくるんだと思うんですが、それが双方で相違しているだろうというところも含めてですが、どうしますか。取りあえず行政側は、今、担当側に宿題としてやってもらうことは先ほど言った部分なので分かると思うんですが、そのことを前提にどうしますか。その地区のくくりについても、今、福田地区、柏井地区というその地区のくくりについて、どうしますか。大貫委員、どうぞ。

〇大貫千尋委員 これは、文句言ったほうがいいのか悪いのかという問題ですよ。

簡単に言えば、当初、行政側が非常に困ってしまったんです、友部町と岩間町と内原町の組合が。当初は上市原、駄目になりました。中市原に来ました。中市原は8割同意を取ったかに見えたんだけれども、要するにあそこに規制動物というんですか、チョウチョウの発生源ということになってしまって、それで、大変換して駄目になってしまったんです。

それで結局、当時の村上町長が、みんな何とか知恵を貸してくれ、助けてくれという話になって、前の町長が6,000万円の環境アセスの発注をしてしまったんです。その、中市原、2番目の候補。その賞味期限が半年です。そうすると、その6,000万円返さなくてはならないんです、国に。そういうこともあって、みんなで知恵を出し合って、では、柏井地区の人に頼んで、誘致をしてもらったんです、逆に。面倒くさい手続を省くというか、早く決めるために。で、そういうことになって助かったんです。10日ですよ、相談が。10日で決めたんです、我々。夜も寝ないで……。今、なくなってしまった不動産屋があれして。だから、その辺の違いがあるんです。そのぐらい、行政に対して協力的な地域です。

だから結局は、いろいろな、柏井地区との協定は結びましたけれども、現在には茨城町の人と、文書に残っているかどうかは分からないけれども、茨城町の人との話合いもした。 旧内原、内原ではないですけれども、水戸境ですから、今現在。水戸境の人とも話合いを して、それで北川根地区に御褒美として、余熱施設でプールを造ってあげましょうという 話にまでなったわけです。

だからそういう、ころころ、ころころあそこの担当者が変わってしまうんだよね、今見ていると。山口市長は変わらないんだけれども、あそこを担当している人らが、ころころ、ころころどういうわけか変わってしまって。だから実際、何にもつかんでいないと思うよ、私は。行政側のそういう流れがあった。

だから私は、簡単に市長が余熱施設をなくしてしまうんだよと。柏井地区の人との話だけの問題ではないんだよと。そういう経過、そういうことだから地域の限定を、そもそも行政が、福田地区、柏井地区でくくっていること自体が間違っている。問題によっては、要するに、北川根小学校学区全体の問題。あとは、立地地域の柏井地区の問題とあるわけです。御理解ください。

○西山委員長 大貫委員が不在のときに、まず、地区のことをどんなふうに扱いするかということで、規模的には柏井地区の場合は柏井区と柏井団地区、行政区としては二つしかないです。それが柏井地区という対策協議会があるところが、そこで、では福田地区はどうなのと言ったときに、40区、41区、42区、43区、44区、45区の行政区がありますよと。

ただ、内訳については把握していないので、これはこの先のことですが、要するに規模ですね。そういう中で、今お話あったように、成り立ち、その時の事情というのは、ここで20年ぐらいの差があると。年代の差があると。その20年の違いの中で、どんなふうにあったのかということも含めて、比較すべきだろうという今、意見も出ました。

なので、これについては今、もう出ませんということですから、分かりませんということですから、これについては次回に持ち越します。その上で、これ比較してもらったのは、よりよい対策が必要であろうという議員総意のことを表現していくための、委員会の中で表現していくためのものですから、その地区の事情を酌み取るべきだろうと、こういうお話が出ました。行政とは別に。では、それはどうしましょうかというのは今、残ることですが、この比較の話の中で出たことですけれどもいかがでしょうか。意見を酌み取るということで、方法です。

飯田委員。

- **○飯田正憲委員** やっぱり意見を取り込まないと、結局の話も、前に進まないと思うのよ。繰り返し、繰り返し、過去のこと、過去のことになってくるから、前に進むのにはどうするかというのは、地元の意見というのを取り入れて、しっかり委員会に報告する義務があると思います。これは、必ずやってください。
- ○西山委員長 今、飯田委員の御意見は、地元の意見は取り込むけれども、それは行政の 仕事だよ、職務だよということの表現なんですけれども、いいんですか。委員会で、独自 な、何か意見を取るのではなくて。
- ○飯田正憲委員 初めは行政で意見を取り込んでもらい、またそういうものにちょっと難

所があると、ちょっと問題点があるとなれば、委員会でも調査する必要があるのではない かと思います、私は。

- 〇西山委員長 安見委員、どうぞ。
- ○安見貴志委員 飯田委員と関連しますけれども、飯田委員おっしゃるように、まず地元からの要望事項を、今回少しずつ新しくすることによって浮かんでくる要望事項を、行政が取り込んでもらう。で、それをした要望事項を、今回の資料にある、この平成元年の柏井地区の要望事項と、さらに福田地区で上がった要望事項を見て、こういうのは果たして漏れていないかみたいなところを、この特別委員会でしっかり見ていくべきではないかなと思うので、あくまでも特別委員会で、これこれこういうことを、きちんとやっていこうと事務局に打ち出すのではなくて、上がってきたもので、こういうところが、この資料に照らし合わせて不足していないかというのをチェックしていくのが、この調査委員会の役目だと、そう考えているんですが、いかがでしょうか。
- **〇西山委員長** ありがとうございます。

要するに、現場主導か、この会議を前提に協議主導かということですよね。そういう考えでよろしいですよね。

鈴木委員。

- ○鈴木宏治委員 すみません、この下のほうにある、市から環境センター環境保全協議会に地元還元策素案として、もう既に提示して、地元のヒアリングは始まっているというふうにもう明記されているので、それを本当はもうちょっと詳しく聞けば、どういう形で、もう1回ヒアリング調査をやっていくかというのが見えるのかなあと思うんですけれども、どうなんでしょう。
- **〇西山委員長** 先ほど前段に、地元とは何を指すんだっていうことの部分の議論が、今抜けているんですね。ただ逆に、こういうこと、やるべきことはこういうことだよねということを今進めているんですが、鈴木委員からも出ましたが、もちろん行政側も進んでいます。

で、行政がやるべきことをそのまま中身を濃くして、あるいは範囲を広げてやるべきなのか、項目を広げてやるべきなのか。もしくは、特別委員会が調査として独自にやっていくべきものなのか。その辺のところの協議をちょっとしてもらいたいと思うんですが。加えて、地区の問題をちょっとどこかのタイミングで、はっきりしたいと思うんですね、今後とも。

内桶委員。

○内桶克之委員 田村委員も言っていましたけれども、福田地区は参考なので、それを比較することはないと思うんです。私たちが分かっていればいい話です。だから、比較することはない。だから、柏井地区で今、上がってきたものが、その一番下に書いてある素案で、こちらが提示した内容なので、やっぱり柏井地区から上がってきたものを私たちは審

議するべきことだと思うんです。

ですから、第1回目は素案で出したけれども、実際の要望はどうなんだ。で、その上で、前の平成元年度の締結内容はこうだったよということで、先ほど言った、大関委員がどこまでやったのか分からないだろうという、それもあるんです。ですからあくまでも、こういう、この並べて比較ではなくて、福田地区と。福田地区はこうやったけれどもという、参考だけでいいと思うんです。

先ほど、やっぱり経緯も違うし、だから柏井地区も、先ほど大貫議員が言ったように、その経緯も違うので、柏井地区のことは分かって審議をするべきだと思うので、参考意見として福田地区が分かっていればいいと、比較をするものではないという、先ほども思ったように、経緯が違うので。分かるような内容で説明があれば、別にそれについて審議することはないので。

ですから、今回この要望事項がどうなのかというところは、今、柏井区、柏井団地区でできている協議会に出しているけれども、北川根地区まで広げなくていいのかというのは、議論はありますよ。ですから、その内容を事務局というか、行政のほうでまず取り入れてもらって、その中で審議をしていくというのが原則論だと私は思います。

以上です。

○西山委員長 比較対照については、冒頭ここに表として出してもらっていますが、冒頭、違いますよね。でも、それは見ておくべきですよねということで今回は出ているものですから、当然そういう御意見になるのは十分分かっておりますので、その上でこれ、今後の清掃施設の建設に当たり、議会として何をすべきかということをきちんと方向づけをしていきたいと思うんです。

その上で一番大事なのは、今、地区の問題がありまして、地区のくくり、要するに、地 元とはということについてちょっと協議してもらいたいんですが。それを決めたならば、 それを基に、もう進めていくようにしていきたいと思うんですよね。でないと、昔はこう だったんだ、でも今はこうだよねという話になってしまうと進みませんので、かみ合いま せんので。

では、地元の定義、今回の清掃施設を建設するに当たって、地元の定義。それに基づいて、行政が広げてもらうのか、既存のままなのか、あるいはもっと縮小するのかということになると思うんです。

地元の定義について、皆さんの御意見をいただきたいと思います。 大関委員。

- **〇大関委員** まず、役所で、地元は何を指しているのかだよね。
- 〇西山委員長 石松委員。
- **〇石松俊雄委員** 先ほどの意見とちょっと繰り返しになってしまうんですけれども、その 歴史的な経過も含めてですが、柏井区と柏井団地区に限った経緯というのを、一つ私ども

は知りたい。で、同時に、福田地区は参考ということにしかなりませんけれども、福田地区が41区から45区に区切られている、この基準というか経緯というか、そういうものを、やっぱりきちんと明らかに我々が把握をした上で、次の議論に進んでいきたいなというのが一つです。

もう一つは、柏井区と柏井団地区で、協議会と今、お話をされているんだろうでしょうけれども、それ以外の地区も含めてほしいという声だとか、意見だとかそういうものを執行部側は把握しているのかどうか。そこも知りたいので、それも併せて、次回でも結構ですから、そこをまず聞かせていただきたいなと思います。

〇西山委員長 田村委員。

○田村幸子委員 やはり、柏井地区のほうで、この締結が結ばれたのが平成元年ということで、もう30年以上たっているわけですけれども、先ほどやっぱり議長や内桶委員がおっしゃっていたように、今までこの要望が出ているところをどこまでかなってきたのかというのが見えてくると、やっぱりある程度、地域的な部分というのが少し見えてくるのではないかなと思われるんです。

というのは、ここまではやってくれたけれども、もっと影響力があるのは、もうちょっ と広範囲になってくるというのが見えてくれば、そこまでの整備とかいろいろなことをし ていかなければいけないのかなと思うので、どこまでこの清掃施設ができることによって、 地域の人たちに影響力が、御迷惑をおかけしたりとか、何かこういろいろな部分で支援を していかないといけないかというのが、まずはこの、どこまでかなったかということをし っかりとやっていただくことによって、少しは見えてくるのではないかなと思われるので すが、ここでちょっと協議だけしていても、その地域というのは区切ることができるのか なという疑問がちょっとあったので、すみません、意見として述べさせていただきました。 **〇西山委員長** 地元の定義についてですが、皆さん、いろいろ考え方もあるでしょうし、 行政が今行っている協議会に属しているところを、地元という見方をしている部分もある んでしょうけれども、性質は違います。福田地区と、この今、柏井地区の話については違 いますが、この清掃施設を建設するに当たって、現在ある協議会というものを、要するに、 その地元のくくりを広げることで拡大するとか、あるいは縮小するとか、そのままスライ ドさせるとかというふうに選択肢があると思うんです。で、それについての判断材料が今 まだ少ないと皆さんがおっしゃっていると思うんですが、そういう解釈でよろしいですよ ね。そうですよね。

そうすると、では、行政のほうで、担当のほうでそろえてもらう資料とかの中に、一番 大事な成り立ち、何でここにできたんだ、どういう事情があったのというのも含めて調べ てもらうようになりますね。調査の調査ですね。我々が調査します、その調査をしてくだ さい、そういうことになりますかね。

飯田委員、どうぞ。

- **○飯田正憲委員** ちょっと執行部に聞きたいんだけれども、よく地元、地元と言っているけれども、執行部ではどの辺までの地域を地元と言っているんだか、ちょっとそれが分からないんだけれども。執行部がね。我々ではなくて、執行部は地元というと、どこまで見ているかということ。
- ○西山委員長 それは、協議会に属しているところを、地元、柏井区、柏井団地区……。 前嶋課長、答弁してあげてください。
- **〇前嶋資源循環課長** 地元というくくりでございますけれども、柏井区、柏井団地区としてございます。
- **〇西山委員長** いいですか。 大貫委員、どうぞ。
- ○大貫千尋委員 執行部はそのような捉え方をしているかもしれませんけれども、柏井地区の人も、北川根地区の人の意見がこうだよということになると、変わりますからね。

だから、余熱施設、温水プールとか浴場については、北川根の区長会ぐらいとはお話ししておいたほうが、地域の限定を、執行部が、物によっては柏井区と柏井団地区、物によっては北川根区長会とかという形でやらないと、結局、柏井区と柏井団地区の人と話合いして決定したことがひっくり返りますよということです。地域の限定を、2段階で考えなさいよという。

〇西山委員長 暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時58分再開

〇西山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、(1)地元対策についての追加項目として、詳細の明示をしてもらうという ことでよろしいですね。

では、それは次回になります。よろしくお願いします。

それでよろしいですね、取りあえず。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 では、この件で続きます。

○西山委員長 それでは次に、(2)バイオガス発電施設の財源的メリットについて、説明を願います。

前嶋課長、説明。

- ○前嶋資源循環課長 資料2を御覧いただきたいと思います。
 - (2) バイオガス発電施設建設の財源メリットでございます。
 - ①国の国庫補助金の説明をさせていただきます。清掃施設の整備に当たりましては、循

環型社会形成推進交付金を活用してまいります。清掃施設整備に当たりましては、国の交付金で、表の1の真ん中、白抜きでございますけれども、そちらの枠に囲んでおります、エネルギー回収型廃棄物処理施設としての交付要件により造られるごみ発電施設や、赤線でバイオガス発電施設を記してございますが、今日、右側のほうに、補助率を記載させていただいております。バイオガス発電施設の場合、交付率3分の1ではなくて、2分の1が受けられることになります。

②新清掃施設建設についてでございますが、現時点では、清掃施設の事業費の算出につきましては、施設の配置計画などの検討事項がございまして、これらを決めていく作業を進めているところでございます。検討事項が決まり次第、PFI等導入可能性調査につきまして、各プラントメーカーに市場調査をしてまいります。市場調査により、各プラントメーカーから提出される提出書による、建設費や設備運営費などの概算費用をまとめてまいります。市場調査の結果がまとまった時点で、建設費についての説明を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回お示ししますのは、施設建設については、令和5年に焼却施設として稼働した、高萩・北茨城広域事務組合の高北清掃センターと、令和4年に焼却施設としてバイオガス施設として稼働した、東京都にございます町田市バイオエネルギーセンターの新しい施設を事例として説明させていただきます。

- (1)焼却施設でございます。参考事例の高北清掃センターは、焼却施設が1日当たり80トンの施設で、建設費は89億560万円でございます。1トン当たりでは1億1,132万円でございます。
- (2) バイオガス発電施設につきましては、町田市バイオエネルギーセンターでございますが、バイオガス発電の施設規模は50トンでございます。建設費は36億6,127万5,000円でございます。1トン当たりでは7,322万6,000円でございます。
- (3) 資源物施設でございますマテリアルリサイクル施設は、高北清掃センターを参考 とさせていただきました。施設規模は7.7トンで、建設費は18億4,250万円でございまして、 1トン当たりでは2億3,928万6,000円でございます。

いずれの施設も稼働年、開始から令和4年、令和5年と新しい施設でございますが、工事額につきましては数年前の単価で含まれてございます。現在は資材高騰など上昇傾向にございますことから、市の計画につきましては参考施設の単価より上がることが予想されます。また、令和6年4月より建設業の時間外労働の上限規制が適用されることから、建設工期が延びることも見込まれます。

続きまして、資料2ページをお開きいただきたいと思います。

表2は、国庫補助金・起債・一般財源のイメージでございます。

左側の(1)は、焼却施設、1日当たり80トン処理、右側の(2)は、まだ規模は確定 してございませんが、焼却施設をバイオガス発電の財源イメージでございます。 初めに、左側の(1)でございますが、焼却施設とマテリアルリサイクル施設の場合でございます。焼却施設や事務所、会議室等が配置された場合の財源イメージでございまして、①、②、③は、補助金の交付対象となる部分でございまして、焼却施設や発電設備、マテリアルリサイクル施設に関する部分でございます。④、⑤は、補助の対象外の部分でございまして、事務所や会議室、植栽など焼却など、焼却に直接関わらない部分のものでございます。こちらは、起債と一般財源を充てる予定となります。

次に、表の右側(2)でございますが、焼却施設とバイオガス発電施設とマテリアルリサイクルでございます。①と②が交付金となります。補助金、補助の対象となります高効率発電施設を有するごみ発電設備や、バイオガス発電施設につきましては、①では交付率が2分の1となります。②はマテリアルリサイクルの施設でございまして、交付率は3分の1となります。交付対象にならない事務所、会議室などは、⑤の起債と⑥の一般財源が充たる予定となります。

なお、起債につきましては、元利償還金の70%が普通交付税として措置されるため、市の負担は軽減されることになります。また、合併特例債の発行期限につきましては、現在、令和7年までとされておりますが、期間の延長を見直しについて検討しているところでございます。

続きまして、資料3ページをお開き願います。

施設に設置されます発電設備の発電量について説明させていただきます。

本市の計画は、焼却炉とバイオガス発電でございます。

発電につきましては検討中でございますので、本市の施設規模に近い施設、三つの施設 を事例として紹介させていただきます。

一つ目は、福島県にございます須賀川地方保健環境組合でございます。施設規模は95トン、令和元年度稼働で、発電量は令和3年度実績でございますが、1,465万60キロワットアワー、収集したごみ全てを焼却している施設でございます。

次に、北茨城市にございます高萩・北茨城広域事務組合でございます。焼却規模は笠間市と近い80トン、令和5年4月に稼働されたばかりの施設でございます。発電量は稼働した令和5年5月から8月までの間で514万5,000キロワットアワーでございまして、こちらも須賀川と同様、プラごみや生ごみ全てを焼却してございます。

次は、兵庫県にございます南但広域行政事務組合でございます。こちらは、バイオガス 発電を設けておりまして、年間発電量は180万4,753キロワットアワーとなってございます。

須賀川の組合や高萩・北茨城広域事務組合では、ごみ全てを焼却し、発電量を得る方法でございまして、南但の組合は、水分の多い生ごみなどを処理するために、バイオガス発電で発酵処理し、そのガスを利用して電気を得ているものでございます。バイオガス発電の発電量は、焼却施設の蒸気タービンより発電量は低くなりますが、売電価格は表4にございます、1キロワットアワー当たり35円となってございます。

説明は以上でございます。

〇西山委員長 説明が終わりました。

この件について、御意見、御質疑等ございましたら、挙手によりお願いいたします。 大貫委員。

- ○大貫千尋委員 南但広域行政事務組合のバイオガス発電の焼却規模は43トンというんだけれども、43トンに対して63億円かかっているんですよね、これ。というと、前のものは、80トンに対して89億円、95トンに対して97億円だから、トン当たり1億円で収まっているんだけれども、蒸気タービンのほうは43トンで63億円だから、1.5倍か。
- 〇西山委員長 課長、答弁。
- ○前嶋資源循環課長 南但広域事務組合のほうに記載させていただいています、63億2,340万円、こちらは、上の施設規模にバイオガス発電36トンと焼却43トン、こちらが含まれた建設費でございます。
- 〇西山委員長 大貫委員。
- **○大貫千尋委員** 合計は、79トンということなのかな。そうすると、この南但広域事務組合に入ってくるごみの比率というのは43対36で、36トンは生ごみということなの。
- 〇西山委員長 課長。
- **〇前嶋資源循環課長** そうですね。36トンがバイオガス発電のほうになりますので、生ご みがそちらに入っていく量という形になろうかと思います。
- **〇西山委員長** 大貫委員。
- **〇大貫千尋委員** ある程度調べたんだろうけれども、これ、収集はどうしているのかな。 行政組合、収集方法は。
- ○前嶋資源循環課長 調べていません。
- 〇西山委員長 大貫委員。
- ○大貫千尋委員 あのね、単純に焼却炉だけを考えないでくださいよ、委員の皆さん。ご みというのは、家庭から出ますよね。家庭から出たらば、収集場所にごみを持っていきま す。それを、収集車が持っていってくれるわけです。そうすると当然、生ごみと一般ごみ を分けて収集すれば、収集費用はまた、今までより収集費用がかかります。

それで私、この間、質問しておきましたけれども、例えば、今から造る80トンクラスの 焼却炉、発電も何にもやらないで焼却だけやるんだよと言ったら、どのぐらいかかるの。 で、補助率は何%なの。

あと一つは、ここにあるような蒸気タービンで発電をした場合は、プラス幾らかかって、補助率が幾らだよ。あとは、このバイオガスをやるに対しては、焼却施設だけのほかにまた別な施設を造るわけだから、幾ら余計にかかるよと。それで、補助率は幾らだから、その幾らか増えた分の幾らかは、要するに70%交付税で戻ってくるというんだけれども、その計算の数字が欲しいんだよ、私らは。賛成だ、反対だと結論を決めるのには、その数字

が欲しい。いいかげんなアバウトな話は聞きたくないんだよ。だって、個人のうちにテレビを売りますよ、何を売りますよというには、きちんとした見積書を出すわけだから。それが欲しいんです。でないと、私らは賛成だ、反対だの。

それと、あと一つあります。

バイオガスやる場合には、分別収集しなくてはならない。その分別収集の費用も上乗せになるということですから。友部地区、岩間地区、笠間地区で収集運搬している人、分別収集、生ごみの分別収集をやるに当たって、同じ値段ではいやだよと言うんだからね、必ず。それも、余計にかかるということ。

そうしたら、この間、笠間の市長が、一緒に集めて分別する機械があるんだ、高いけれ ども。とんでもない、あんな高い機械使い切れない。その数字をきちんと出してください。 説明はいい。

- **〇西山委員長** 課長、どうですか。それは。
- **〇前嶋資源循環課長** 大貫委員の今おっしゃるとおり、金額的なところはお示しはしたい と思っておりますが、今現在ではまだ検討の内容がございまして、お示しをすることがで きません。なので、整理ができた際にはお示しをしていきたいと思っております。
- 〇西山委員長 大貫委員。
- ○大貫千尋委員 これ、議会の、全員の特別委員会で審議しているわけですから、こちらの了解なしに勝手に進めないでよ。勝手に進めた場合は、私は反対だから。ろくな説明も聞かないのに誰と誰と誰が賛成したって、はっきり町民に言うからね、私は。そんな無責任な委員の態度は許さない。だから、頼むよ。数字ね。(発言する者あり)うるせえよ、この。(発言する者あり)手挙げてやれよ。手挙げて発言しろよ。
- 〇西山委員長 飯田委員。
- **〇飯田正憲委員** 反対するなら反対すると、我々市民から選ばれた議員なんだから、はっきりしろよ。そんなこといっていないで。執行部ももっとしっかりしろよ。このことに対して。
- 〇西山委員長 大関委員。
- ○大関久義委員 2ページの、バイオガス発電をした場合には2分の1の補助となっていますよね。この、2分の1というのは総費用の2分の1なのか、バイオガスに係る部分の2分の1なのか、その辺のところをはっきりしておいて。
- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **〇前嶋資源循環課長** 2分の1につきましては、バイオガス発電と焼却施設を併設した場合は、バイオガスの設備と焼却施設の設備が2分の1になるということです。
- 〇西山委員長 大関委員。
- **○大関久義委員** 再確認だけれども、バイオガスを導入したときには、総費用の2分の1 が国庫補助が出るということで間違いないんですか。

- 〇西山委員長 課長、答弁。
- ○前嶋資源循環課長 施設自体は交付対象の部分と、事務所や会議室、そういったものは、 交付対象外になる部分がございます。今回の交付対象になるのは、焼却施設と発電施設の 部分が2分の1になりますので、全部が全部、その2分の1が適用されるわけではござい ません。
- 〇西山委員長 大関委員。
- **○大関久義委員** これは説明したんだけれども、要は、バイオガスの設備だけが 2 分の 1 になるのか、全体なのかということで聞いている。そうすると、今、全体だという話だけれども……。

[発言する者あり]

- **○大関久義委員** もう一回言ってくれる、最初から。
- ○前嶋資源循環課長 すみません、左側(2)のほうの説明させていただきます。

焼却施設バイオガス発電マテリアルリサイクルという、(2)のところに書いてある四角の部分で、①から⑥まで記載されていると思います。①のピンクの部分ですね。それと②の緑の部分、③の黄色の部分、④の青の部分、こちらが焼却施設、バイオガスの関わる補助対象の範囲になります。で、⑤、⑥は同時に造りますけれども、事務所や会議室、植栽、そういったものは補助の対象にならないというものでございます。

- 〇西山委員長 大関委員。
- **○大関久義委員** その場合に、その費用の、ここまでは対象になる、ここまでは対象にならないという部分は、焼却炉に関する部分だけを今指しているだろうけれども、それは建築費の中で、ここまでがと、ここまでというのはきちんと分けることできるの。
- 〇西山委員長 部長、答弁。
- **〇小里環境推進部長** きちんと明確に分離できるのかという御質問だと思います。

これは、もちろん国の補助事業として我々実施させていただくものでございますが、事業費に関しては1円単位で整理した上で、国に対しての申請とか補助金の請求授受ですか、する必要がございます。そういったものについては、国から提供される資料だとかそういったものから、もう最初から分けられるような資料として提供されるというふうに、私どもは考えています。

それを基に、補助金の申請手続、事業の実施をしてまいるというふうに考えてございま す。よろしくお願いします。

- 〇西山委員長 大関委員。
- **○大関久義委員** 分かりました。各担当は共有してくださいね。お願いします。答弁ができないようではどうにもならないよ。
- 〇西山委員長 鈴木委員。
- ○鈴木宏治委員 すみません、表を見て、ちょっと分かりづらいんですけれども、実際に

はこれ、50億円なり、80億円なりかかりますと言ったときに、このバイオガスをしたときの、循環型の交付金はトータルで見ると約何%とかある程度のめどが分かれば、左の表と対比というのができると思うんですけれども、この大きさというのはどの程度まで確証があるのか、全然ちょっと見づらいので、この辺のアバウトな数字というのは出せますか。

- **○前嶋資源循環課長** まだ、その数字のほうの精査はできておりません。
- 〇西山委員長 部長、答弁。
- **〇小里環境推進部長** 今、ただいまの概算の事業費とかということを、委員からいろいろ 言われていると思います。

昨今の建設業界、廃棄物処理施設以外でも、建設工事は軒並みそうですけれども、人件費の増であったり、資材価格の増であったりという部分の中で、ここ1年間ぐらいの、多分、新聞の集計結果見たんですが、16%ぐらい、1年で、何でしょう、契約額のうちのトン当たりの単価で上昇している状況がございます。で、これは今後も継続するということを前提として、我々も考えていく必要があろうと思っています。

そういった部分の中で、現在、計画策定業務と併せて、建設費に関するコスト削減策を 並行しながら進めていく必要があろうと考えてございます。例えば、具体的にどういった ことを検討していくかということにつきましては、例えば、皆さん方も新しくできた廃棄 物処理施設を施設見学に行った方は多分、玄関入って見学者のルートを入っただけで、う わあ、すごいとかと感じる場合があろうと思います。

ああいった部分は、多分すごいお金がかかっていると思うんです。で、見学者のメニューのコンテンツ、ああいったものも多分、3年、5年たてば古くさくなるようなものだと思います。多分それを常にリフレッシュしながらやっていくということは、非常な経費につながってくると思います。そういった部分について、学校教育の中で、自分たちが出しているごみがどうやって処理されるのかといった部分については、教育として必要だと思います。そういった部分については、最低限の、もしかしたら、教育施設を用意してあげれば済むのではないかと。

他自治体からの先進地視察は、来ると思います、視察するのは。そういった場合でもできてすぐは来ると思いますが、そのために多額の経費を使う必要はないと、私どもは考えてございます。

あとは単純に申しますと、廃棄物処理施設で、機械の塊があろうと思います。そういったものの中には雨露にそのままぬれても大丈夫なものがあるのではないかというのが、言われています。そういった部分については多分、高額になるのが、建屋とか、そういう建築物が高額になると思います。そういったものをなるべく露出させていることで、いいものであれば露出させることで、建築費が安くされるのではないかとか、あと今、昨今、これまでの国の指針の中で、総合評価方式で落札者を決定しろとかという部分になろうと思います。総合評価をするときというのは、価格要素と価格以外の要素で評価することにな

ろうと思います。

そうすると厄介なのが、価格要素と価格以外の要素の割合が、もしかしたら価格以外の要素のほうに採点の割合が偏った場合です。例えば仮にですが、業者が評価委員だとかを見て、美術館みたいなおしゃれな建物を提案する、または先ほど言ったように、見学者の学校教育だとか、廃棄物施設の教育のためにこういうすばらしいものを造りますよと。では、そこに評価点が、仮に上がってしまったとします。

そういった場合は、工事費は突然はね上がりますよね。はね上がった分が、こちら側の評価点が上がってしまうと、工事費が高くても、それを優秀者と選ばれるような評価基準になったりもすると思います。そういった部分も含めて、我々は今後、コスト削減に向けた検討を、計画作成と併せて進めていく必要があろうと思っています。

今、私が言った申し上げた事例というのは、ほんの一例だと思っています。我々は、そういったことも含めてもっと研究した中で、コスト削減につながるようなことをやっていく必要があろうと思っています。

私からの説明は以上でございます。

- 〇西山委員長 石井委員。
- **〇石井 栄委員** 基本的なことですが、お聞きします。 4 ページの、バイオガスの売電価格が35円で……。
- ○西山委員長 ちょっと石井委員、いいですか。今の部長の説明と皆さんの質問の趣旨、特に鈴木委員の質問の趣旨、要するに数字を出さなくては分からないよね、数字で比較できるようにすればいいよね。でも、その数字は鋭意努力中なんだという言い方なんですね。でも、協議をするのには、ではこれで建設するわけでも何でもないので、あくまでも概算としてこうなんだというのは出るのではないかというのが、多分、鈴木委員の意見だと思うんです。

その点はどうですか。部長。

○小里環境推進部長 あくまでも概算と言われている部分だと思うんで、それは簡単に言えば、今まで私が地域に対しても議会に対しても申し上げていたのは、基本的に1トン1万円で焼却施設といったものでございます。それの部分に対して、先ほど私は、今、昨今の統計データを見ますと16%ぐらい、物価高騰とかそういう部分の中で上がっている状況があると。そういった部分に仮に今、数字を出してしまうと、我々この計画、来年すぐ発注するわけでも何でもございません。そうしてしまうと、どんどん、どんどん上がってくると多分、数字が違うんで、前言った数字と違うのではないのとかということが言われることも、我々は心配しています。

そういった部分の中で、私どももなるべく、例えば課長が先ほど説明しましたが、今度、 PFI可能性導入調査の中で、プラントメーカーに対しての提案書を要求します。その中 で、見積書なんかが上がってくれば、それを整理していきたいですという形だと思います。 多分その時点になって、各プラントメーカーの出してくる数字を委員の皆様にお示しする 必要があるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

- 〇西山委員長 鈴木委員、どうぞ。
- ○鈴木宏治委員 ちょっとだけ私の言っている意味と、ちょっと違うかなというところがあるんですけれども、右側の図でいくと、バイオガスマテリアルで補助対象の交付額は75%と明確に出ていて、交付対象額は25%という形で明確に出ていますけれども、その中の交付対象の循環型交付金2分の1の補助金は何%程度を考えているのかというのが分かってくると、トータルで笠間市が負担するのは、3番、4番、5番、6番の金額だというのが出ていたので、それ以外にも循環型交付金は3分の1国庫負担ですよとなっていたので、この辺がどのぐらいのバランスなんでしょうと、大体幅は随分あると思いますけれども、この辺のバランスが分かると、バイオマスサイクルをやると、このぐらい補助金が何となく見込めるんだなあとか、そうすると、うちの持ち出しが低いけれども、トータルで売電で35円だというのが今出ましたけれども、そういったものが出ていると、比較対照しやすいかなと思って質問したわけです。

[発言する者あり]

- 〇西山委員長 部長。
- **〇小里環境推進部長** 可能な限りちょっと用意させていただきますが、私どもの意図というのは、委員の皆様にやっぱり事業費だとか工事費を一旦示すということは、私どもはきちんと精査した上でお示ししたい、責任のある説明をするという形の中ではそういった考えで、なかなかちょっと数字を表に出していないということを御理解いただければと思います。
- **〇西山委員長** 石井委員。
- **〇石井 栄委員** バイオガスの発電価格が、2023年度が35円で、供給開始から20年間とするというふうになっていますけれども、そうすると、とするというのは、20年間ということは間違いないということだと思うんですが、このバイオガス発電の装置自体の寿命も、大体20年というふうに見込んでいるのかどうか、その辺のところちょっと教えていただきたいんですが。
- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **○前嶋資源循環課長** 設備自体は、20年というのは一つの目安かなと思っております。なので、20年の売電と、バイオガスのほうの施設の稼働は確保されるのかなと。その後に、当然いろいろ改修とか修繕とかを入れていきますので、延命化といったところもあろうかと思っております。
- **〇西山委員長** よろしいですか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 次回までに調べておいていただきたい。

今年は、令和5年ですよね。だから、物価高騰とか、何か滑った転んだでいろいろな問題かもしれないけれども、だから本年度の8月時点でいいです。その先は、鉄が上がったからどうだこうだのとなるからね。その時点での、ただの焼却施設の場合、80トンクラスではお幾らぐらいでできるんですかと。で、補助率ね。補助率というのは、現実には交付金で返ってくるお金とか、いろいろなものとかごちゃごちゃ、要は一般財源から幾ら支出して、交付金補助金で幾ら入ってきますから、笠間市で負担するのは幾らですよというふうに明確にしてください。

次に、タービンで発電した場合。タービンで発電した場合の価額はお幾らですよ、補助 率は幾らですよ。で、現実的に、笠間市で負担するお金は幾らですよと。

次に、3番、バイオガスでやった場合も同じことで、数字を出してみてください。令和5年8月時点で結構です。将来にわたっては、値段が上がるかもしれないからね。ただ、このバイオガスの場合は、笠間、友部、岩間地区の収集運搬の費用が、要するに幾らぐらいずつ上がりますよという予算もお願いします。

では、その3点、よろしくお願いします。

- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **○前嶋資源循環課長** 次回というところでございますけれども、極力、準備するような形で整えていきたいと思いますが、場合によってお時間をいただく可能性がございますので、 御理解いただきたいと思います。
- ○大貫千尋委員 環境省のほうが、この間まで3割だったんですよ。このバイオガス施設をくっつけてやると、3割の補助金を出しますよと。あんまり人気がないもんで、最近5割にしたんですよ。この説明書にあるように、半分。

ところが実際、それでやったところが、失敗した話の、収集運搬まで含めた中で、失敗した、やらなきゃよかったという話があるもんだから、精査、その数字を皆さんに判断してもらうのにきちんとした数字を、次回出せなくても、その先ぐらいにまでには、概算でいいんですよ、概算。委員長お願いします。

- 〇西山委員長 はい、部長。
- **〇小里環境推進部長** 今の大貫委員の意見に対して、答弁させていただきたいと思います。 大貫委員のほうから概算の工事費でもいいから、次回またはその後にでも出せよという 話で、我々、多分、一生懸命、担当のほうは調べさせていただこうと思います。

ただ、調べるのには多分、過去の統計データだとか、環境省だったり、先ほども私が、 新聞で申しました統計結果の部分で16%上がりましたみたいな部分のものでしかなくて、 逆に、その概算の工事費でもコンサルに出せよといっても、それは多分ただでもやってく れない可能性もあるし、なかなか難しい部分というのは正直、私どもも今回きちんとこれ を、金額出すのに幾らなんだというのを出そうかというのも考えたところですが、出せな いんです、実際、正直申し上げまして。

で、そういった部分なので、何でしょう、実際の見積りを、これから私どもは、業者のほうから取ろうということを、先ほど課長のほうからも話したと思います。提案書をいただいて、各プラントメーカーが出してくださる値段であれば、それは、各プラントメーカーがこの値段だったらうちは笠間市のものできますよということで見積りを出していただけるんだと思いますので、そのものではお示しできると思いますが、それより以前にどこまで出せるのか、我々がどこまで計算できるのか、どこまで統計資料を基に出せるのか、それについては、ちょっと担当のほうでも一生懸命努力はさせていただきますけれども、御理解いただけるようによろしくお願いします。

- **〇西山委員長** よろしいですか。
- ○大貫千尋委員 役所で出せないなら、俺出すからいいよ。そんなの簡単だ。でも一応、 役所は役所できちんとその辺、みんなに説明責任があるから、全部できなくては駄目だよ。○西山委員長 よろしいですね。

石松委員。

- **〇石松俊雄委員** 概算出ないというのは分かるんですけれども、1ページ目の②の申請総数、建設設備概算についてというところに書いてありますけれども、先ほど来、部長は答弁の中で、数字を示していただけるというふうに何回もおっしゃっているんですが、この各プラントメーカーの市場調査をやるわけではないですか。この市場調査の内容については、この委員会には公開していただけるんですか。
- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **○前嶋資源循環課長** プラントメーカーのほうのまとめたものについては、金額等の整理 した後に、委員会のほうにはお示ししたいと思っております。
- 〇西山委員長 石松委員。
- **〇石松俊雄委員** ということは、それに基づいて出た、概算の建設費とか施設運営費を示すのではなくて、その過程もきちんとプラントメーカーから示した数字も含めて、委員会には明らかにしていただけるという理解でいいですか。
- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **〇前嶋資源循環課長** プラントメーカーから上がってきた資料を、よく精査させていただきながらお示ししたいと思っております。
- **〇西山委員長** よろしいですか。

では、ほかになければ、(2)を。

酒井委員。

○酒井正輝委員 私も繰り返しですけれども、この数字が出ないと、このバイオガス施設の可否というのが判断できないわけなんですよね。で、施設が仮にこれ要らないよねとなった場合、このプールの事業をどうするのかとか、施設を見学に行くとか、そういう必要

性もなくなるわけです。

だからつまり、これがどうなのかというのが判断できないと、ほかの話も進まないんです。だからまず、これ出さないとというのが、まずは第一歩だと思うので、出すしか、その意味でもなるべく早めに概算で出していただけるといいかなというのが一つと、あともう一つ、電気をこれFITの買取り制度の対象ということで高額に売りますよということなんですけれども、これ売る予定なんですか。

前に聞いた説明では、その施設を賄う電力に回すと聞いたんですけれども、その辺は。

- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **○前嶋資源循環課長** 概算費用については、先ほど来の御説明のとおり、プラントメーカーとの調査等を経た後のタイミングでお示しする形になります。また、この電力につきましては、まず施設内での利用をして、それから余剰となった場合は売電という形になります。そういうことで進めていきたいと考えております。
- 〇西山委員長 酒井委員。
- **○酒井正輝委員** ほかの市内の、例えば、公民館とか図書館とか、そういうのに送った上での余剰という意味ですか。
- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **〇前嶋資源循環課長** まずは、焼却施設の中で使用し、余剰分を売電するか、各公共施設 のほうに送るのかは、今後の検討の中になってこようかと思います。
- 〇西山委員長 部長。
- **〇小里環境推進部長** 1点、発電した電力の使い方について補足させていただきたいと思います。

この発電した電力については、笠間市が直接売電するのか。いや、この発電した電力は、その施設を建設運営するのか、運営してくれる企業の、仮に売電できれば収入にしていただいて、その収入分を笠間市に請求する、運営費の維持管理費、維持管理を下げるために使うのか、そういった部分は我々もっと詰めていった中で、笠間市が売電するのか、施設の収入にしていただいて運営費に下げていただくのかというのは、これからどんどん詰めていかなくてはいけないことなので、今、一概に、一方的な話だけをすることはできない。いろいろな面の可能性を我々、考慮しながら、よりいい形はこうだろうという形で、最終的なものをまとめていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○西山委員長 部長、注意します。今、まるっきり課長の答弁と違うからね。同じ部署で、何でそんな変わってしまうの、みんな困るよ。統一してください。お願いします。

酒井委員。

○酒井正輝委員 電気の話は、ちょっと分かりました。

あと、部長がさっきおっしゃった、金銭面以外の評価点という話が出たんですけれども、

これ、美術館ではないので、そんなおしゃれとかは必要ないと思うんです。で、その、例 えば、別の評価点というのはどういうお考えですか。

〇小里環境推進部長 先ほど一例として申しました。で、我々、その辺の部分を、今後検討していかなくては、勉強していかなくてはいけないという形で申し上げた次第で、それ以外のものに何があるのかということを、現時点で明確に、酒井委員にお示しできるほどの知識はございません。申し訳ございません。

- 〇西山委員長 酒井委員。
- ○酒井正輝委員 その辺が曖昧だと、そもそもこれ何でするんですかということにも関わってくるんですね。つまり、その市民のために本当になるのかというのも、曖昧ではないですか。その辺ちょっと私は疑問に思ったんですけれども。お金が総じて安くなるというのは分かるんです。そうではない場合も例えば、高額になりますよと。
- 〇西山委員長 暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時45分再開

〇西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 部長、答弁。

○小里環境推進部長 私どもが今、バイオガス施設を検討している最大の理由という部分については、生ごみでございます。家庭から出る生ごみが、現状は、簡単に申すと、環境センターに持っていって、ピンクの袋の中に入れて、それを焼却しています。焼却します。焼却するには、生ごみは水分を多く含んでいます。燃えにくいです。で、そこについては、燃料の助燃剤を入れる場合もございます。環境にあまり好ましくないことでございます。

という部分の中で、それを別に解決する手法はないかというようなことも検討しました。 検討した中で、平成25年に兵庫県南但市で整備された施設や、直近で令和4年かな、町田 市の施設でこういうものがやっているんだというような情報がございました。そういった 部分があれば、生ごみを、水分が入っているものを、わざわざ焼却する必要ないではない かと。

生ごみは有機物でございます。有機物は発酵槽に入れて発酵されるとメタン化して、メタンガス化します。メタンガス化することによって、さらなるエネルギーになります。そういった資源の循環の取組という部分が可能になるものがこれだというふうに、我々簡単な説明でいえば、考えてございます。そういった部分の中で、バイオガスの施設の検討をしているということでございます。

議会のほうにも、そういった理由の中でお示ししているというふうに理解していただければと思います。

〇西山委員長 酒井委員。

○酒井正輝委員 それだと答えとして理解できるんですけれども、これも前も申しましたんですけれども、燃やすときだけではなくて、この施設を建てるとき、あるいは廃棄するとき、あるいはそのゆかいふれあいセンターを壊す、別の施設を建てるとなったとき、そのときもエネルギーは使うではないですか。

で、その辺、だから総じて考えないと、その地球規模のことで課は言っていると思うんですよ。そこの辺の説明というのは、いつ、出してくれるんですか。すみません、費用対効果ということ。

- 〇西山委員長 部長。
- **〇小里環境推進部長** 費用対効果、いつ説明してくれるんだ、造るときも、壊すときもと かいう話がございました。

ごみの処理というのは必要なんですよね。燃やすに当たっては……。

〇西山委員長 暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後3時00分再開

〇西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

酒井委員。

O酒井正輝委員 では、ちょっと簡単にまとめですけれども、私はもう事前に伺っているのは、これ CO_2 削減にも有効ですよということで説明を受けています。それに対して、だから化石燃料を燃やすことが原因だと、皆さんおっしゃっていますけれども、ここでいろいろなものを建ててしまうと、目的から遠ざかる可能性があるんですけれども、その辺の説明はいつかしてくれるんですかということを、私は……。

だからつまり、お金かけてやっているのに、その辺、効果がないのにどうなんですかという話。今はいいんですけれども、私の意図はそういうことですよということ。

- ○西山委員長 それでは、今の酒井委員の質問分かりやすいと思うんですが、ちょっと端的に次回、答えていただければいいんですが……。
- **○酒井正輝委員** ちょっと、一瞬。だから、バイオガス施設を造ると、その周囲に悪臭が発生する危惧があるとか、そういったこともあるんです。それに対して、なぜ、これが本当に有効なのか、価値があるのかということは、私もちょっと明確に聞きたいですということです。意味としては。
- **〇西山委員長** よろしいですか。

分かりました。それは、宿題にさせてください。

それでは、(2)の、バイオガス発電施設の財源メリットについての説明と質疑等が終わりました。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- ○西山委員長 次に、(3)余熱利用施設利用者の声について説明を願います。 課長、説明。
- ○前嶋資源循環課長 資料3、(3)余熱利用施設利用者の声について御説明申し上げます。
 - ①環境センター環境保全協議会委員会の意見でございます。

協議会とは、8月23日と9月5日の2回、清掃施設整備計画や地元還元策についての協議をしております。協議会からは、地元還元策、余熱利用施設の在り方について、一定の理解を得たところでございます。協議会での意見については取りまとめまして、協議会の説明をした後に、地元説明会に進めていきたいと考えております。

②につきましては、地元住民の意見としまして、10月中に説明会を実施する予定でございます。その際も、清掃施設の計画や地元還元策の素案などを説明し、意見を集約してまいりたいと考えております。

説明、以上でございます。

〇西山委員長 説明は終わりました。

この件、皆さんの御意見、質問。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木宏治委員 ちょっとページが若干戻るんですけれども、一番最初のページのところの一番下の素案のところでは、ゆかいふれあいセンターとか、その熱の施設ということは一切書かれていないというのを見ると、もうそれはなしで、最初から説明に入っているのかなというふうな印象はあるんですけれども。

で、最後の、今の御説明の中にあった、一定の理解を得られたという形で、前嶋課長からお話をいただきましたけれども、反対意見と、あとは別のものが欲しいというのがあったんですけれども、これだけしか意見というのは出ていないんでしょうか。この余熱利用施設については。

- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **○前嶋資源循環課長** 余熱利用については、このような内容が1点ありました。そのほかは、道路の整備をしてほしいとか、草刈りをしてほしいとか、そういった大きなものや小さいものが検討していただいたところでございます。
- **〇西山委員長** よろしいですか。
- 〇鈴木宏治委員 はい。
- ○西山委員長 ほかにありませんか。
 内桶委員。
- **〇内桶克之委員** 前に、この余熱利用者の声といったときに、確か石松委員が言ったと思 うんですが、協議会だけではなくて、利用者の意見を聞いたらという話をしていたので、

そこを集約してどうなのかというところも検討材料になると思うので、そこはしっかりやっていただいて、こちらにその集約内容を出してもらうということも大事だと思うので、よろしくお願いします。

- 〇西山委員長 課長、答弁してください。
- **○前嶋資源循環課長** 施設利用者についても、意見をどのような方法で聴取していくか、 今、検討しているところでございます。
- 〇西山委員長 内桶委員。
- **〇内桶克之委員** 検討してというのは分かるんですが、その余熱利用者の声だから、その 地元のだけではなくて、やってくれるんですよね。その要望事項として前も言ってあるの で、そこはしっかりやるということでよろしいんですかね。
- 〇西山委員長 課長、答弁。
- **○前嶋資源循環課長** 利用者の意見として声を聴取していくのは、やっていく考えを持っております。
- **〇石松俊雄委員** 委員長、いつ、どういう方法でやるのかを言ってくださいよ。
- 〇西山委員長 答弁、できますか。
- **○前嶋資源循環課長** すみません、まだそこについては未確定でございますので、申し訳 ありません。
- **〇西山委員長** そういうことです。また、宿題ができました。 そのほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 それではほかにございませんか。

その他でもございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 なければ、ここで執行部は御退席を願いたいと思います。長時間にわたり 御苦労さまでした。

[執行部退場]

〇西山委員長 時間も押していますので、以上で本日予定しておりました案件は終了いた しました。

次に、次回の開催日程。

委員会で協議すべき事件について、いつものように3項目、御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

今回の件の宿題が結構ありますので、今回の部分は重なると思います。加えてということになると思いますが、酒井委員の件も、次回に明確にもらいましょう。

ちょっと、事務局と私のほうで整理させてもらっていいですか。たたき台は今回の件が、 開催日程、どのぐらい間を開ければという感じがしますか。 内桶委員。

○内桶克之委員 9月25日に視察もあるので、それも含めて今回の場合も、案件もちょっとこう議員も勉強できると思うので、それを含めて今度の回答もあるということでいくと、10月20日、全協のときでいいかなと思います。

〇西山委員長 よろしいですか。

次回の全員協議会、10月20日が都合よいのではないか。間に、9月25日に行政視察がありますので、それも含めて、日程的なものが。

どうですか。ほかに何か案があれば。

暫時休憩いたします。

午後3時09分休憩

午後3時09分再開

〇西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次回の開催日を次回の全員協議会の日に充てまして10月20日金曜日、全員協議会終了後ということで御承知いただきたいと思います。御理解いただきたいと思います。 よろしくお願いします。

事件の項目につきましては、事務局と正副委員長にお任せです。今回の、もちろんたたき台で宿題がいっぱい出ていますので、重ねてお願いしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西山委員長 よろしくお願いします。

そのほかなければ以上で、第6回清掃施設整備等調査特別委員会を終了といたします。 御苦労さまでした。

午後3時10分閉会